

第1部 序章

第1章 基本的事項

第2章 宇都宮市の概況

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが規定されているため、本市においては、15か年を計画期間とする「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、5年ごとに改定を行っているところであり、これまで、平成28年3月に策定した計画に基づき、ごみと生活排水の適正処理、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化を進めてきたところです。

このような中、気候の変動、エネルギー問題、災害の多発など、様々な問題が深刻化している状況にある中、平成27年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題への関心が高まっており、国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な方針や国が計画的に講ずべき施策等を定めた「第4次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に策定し、関係法や個別施策の実行に向けた動きを進め、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）や「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）などが策定されるなど、廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じています。

また、生活排水処理についても、進行する人口減少社会や生活排水処理施設の老朽化など社会環境の厳しさが増す中、処理施設の適正で効率的な維持管理を推進するため、既存施設の公共下水道への接続による統廃合や、「浄化槽法」の改正を踏まえた浄化槽の維持管理の向上に向けた体制を整備し、良好な水環境の確保をより一層推進する必要があります。

このようなことから、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化などの社会情勢を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携しながら、これまでの取組の更なる推進や廃棄物の新たな課題に対応し、循環型社会の形成や良好な水環境の確保をより一層進めるため、長期的な視点から計画の改定を行うものです。

SDGsとは？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標”です。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

また、それぞれのゴールと取組は相互に関連しており、廃棄物と特に関わりの深いゴールとしては、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「12 つくる責任つかう責任」がありますが、他にも食品ロスに関しては「2 飢餓をゼロに」、環境負荷の少ない効率的な処理処分の実施については「13 気候変動に具体的な対策を」、プラスチック問題については「14 海の豊かさを守ろう」なども大きく関係しています。

なお、国際化が進んだ現在、ゴール間のつながりはグローバルなものとなり、相互影響力は強く、複雑化しています。1つのゴールを目指すのではなく、全体を俯瞰しながら取組を進めることで、様々な課題の解決につながります。

<SDGs 17のゴール>

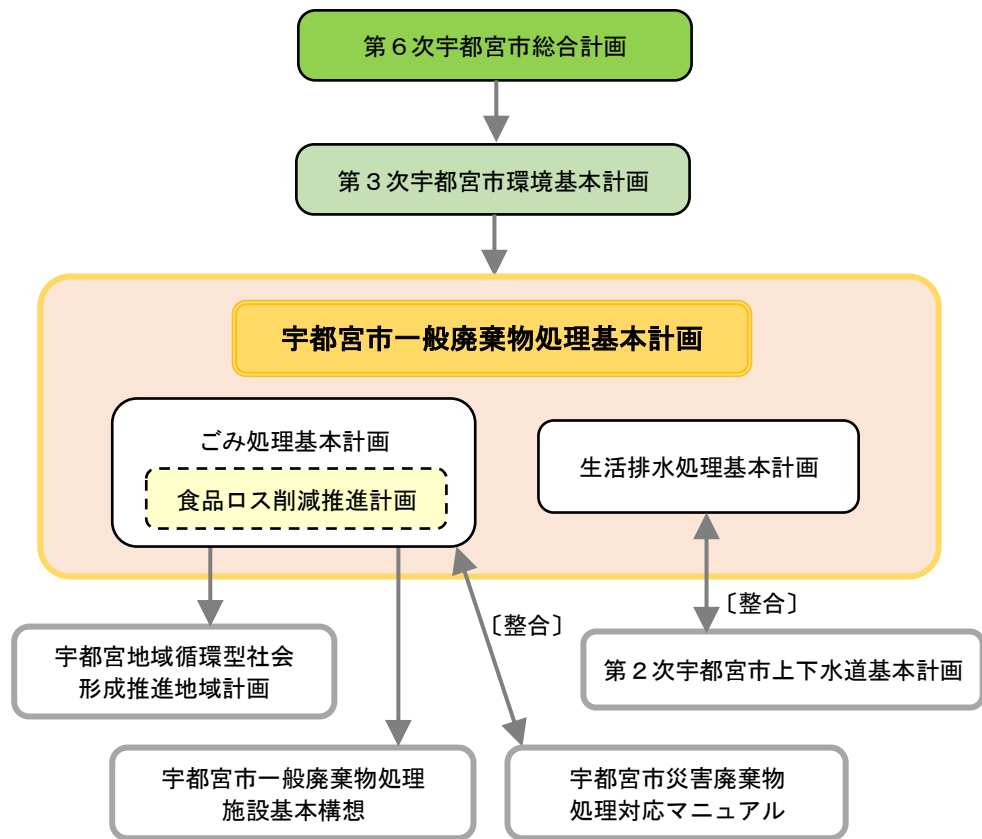
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく規定により、市町村の区域内における「一般廃棄物の処理」に関する事項を定める計画であり、本市においては、「第6次宇都宮市総合計画」や環境全般の指針となる「第3次宇都宮市環境基本計画」を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画と整合を図るとともに、SDGsのゴール「12 つくる責任つかう責任」や「6 安全な水とトイレを世界中に」などの達成に貢献する計画として、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

図1-1 計画の体系



【本計画と関係が深いSDGsの目標】

- 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12 つくる責任 つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- 目標 14 海の豊かさを守ろう
- 目標 15 陸の豊かさも守ろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

本計画は、本市における一般廃棄物の処理に係る長期的な方向性を定めるものであるため、ごみ処理基本計画策定指針（環境省通知，平成28年）と生活排水処理基本計画策定指針（旧厚生省通知，平成2年）に基づき、長期目標の目標年次を15年先とする令和3年度から令和17年度を計画期間とし、ごみ排出量の推移，施策の効果，社会情勢の変化等を踏まえ5年ごとに改定を行います。

図1-2 計画の期間

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
目標等設定	基準年度	計画改定期間	計画期間														
			計画開始年度				短期目標年度						中期目標年度				

第2章 宇都宮市の概況

1 自然環境

(1) 本市の位置・地勢

本市は、関東平野のほぼ北端、栃木県の中央部に位置し、東京のほか、水戸市、前橋市、さいたま市などの各県庁所在地まで100km圏内となっています。

市域は、東西約24km、南北約30km、総面積は416.85km²であり、北は日光市、塩谷町、さくら市、東は高根沢町、芳賀町、南は真岡市、下野市、上三川町、壬生町、西は鹿沼市と接しています。

図1-3 宇都宮市の位置

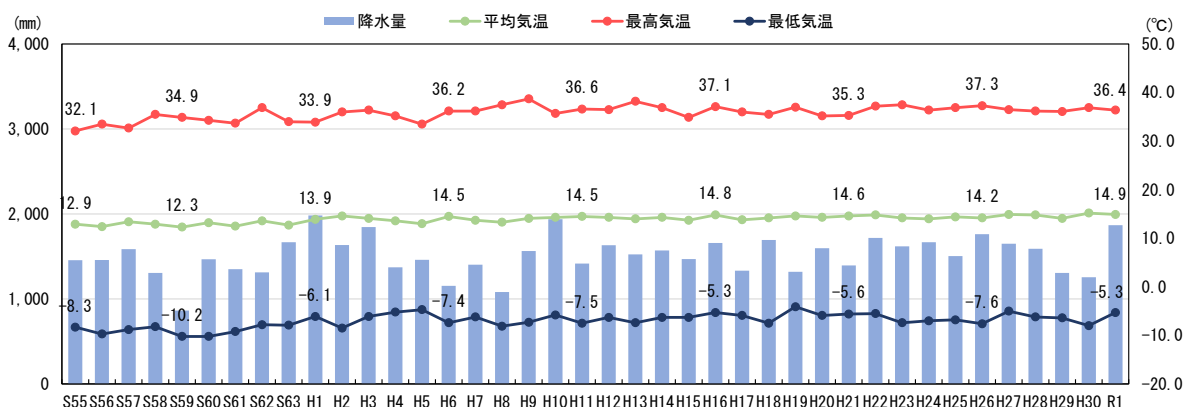


(2) 気候

宇都宮市地方気象台の観測値の推移をみると、昭和55年の平均気温は12.9℃、最高気温は32.1℃、最低気温は-8.3℃でしたが、令和元年度には平均気温14.9℃、最高気温36.4℃、最低気温は-5.3℃となっており、平均気温は2℃上昇しています。

また、年降水量は1,500mm前後で推移しています。

図 1 - 4 気象の推移



2 社会環境

(1) 人口の推移

国の総人口は、平成20年の約1億2,808万人、栃木県の総人口は、平成17年の約202万人をピークに減少に転じています。

本市の総人口は過去50年間増加し続けていましたが、平成29年の約52万人をピークに平成30年から減少に転じており、本市においても人口減少社会に突入したものと考えられます。

その一方で世帯数は増加し続けて、過去5年間で11,864世帯(5.5%)増加していますが、1世帯当たり人口は令和2年10月1日現在で2.26人/世帯となっており、年々減少しています。

また、令和2年3月末現在の5歳階級別の年齢別人口は、男女ともに40～49歳の団塊ジュニア世代及び70～74歳の団塊世代が多くなっています。

図 1 - 5 総人口・世帯数・世帯人員の推移

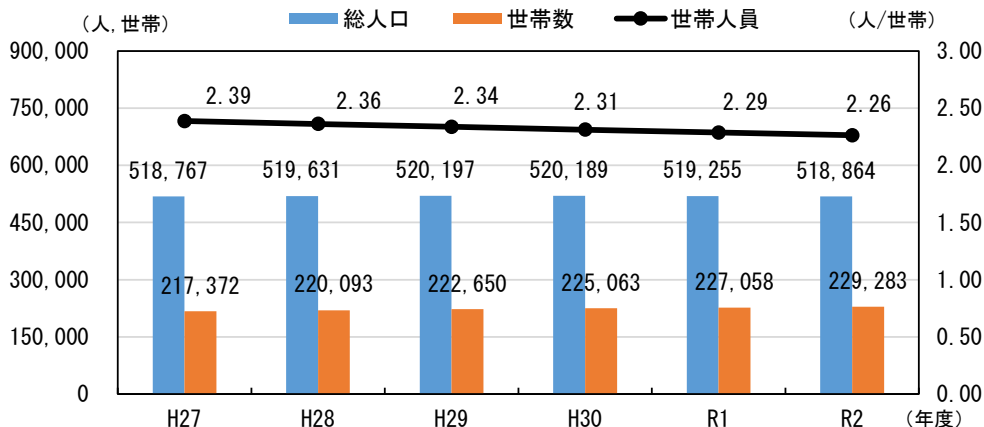


表 1 - 1 総人口・世帯数・世帯人員の推移（各年 1 0 月 1 日現在）

単位：人

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
総人口	518,767	519,631	520,197	520,189	519,255	518,864
世帯数	223,751	220,093	222,650	225,063	227,058	229,283
世帯人員	2.39	2.36	2.34	2.31	2.29	2.26

図 1 - 6 年齢別人口（令和 2 年 3 月末現在）

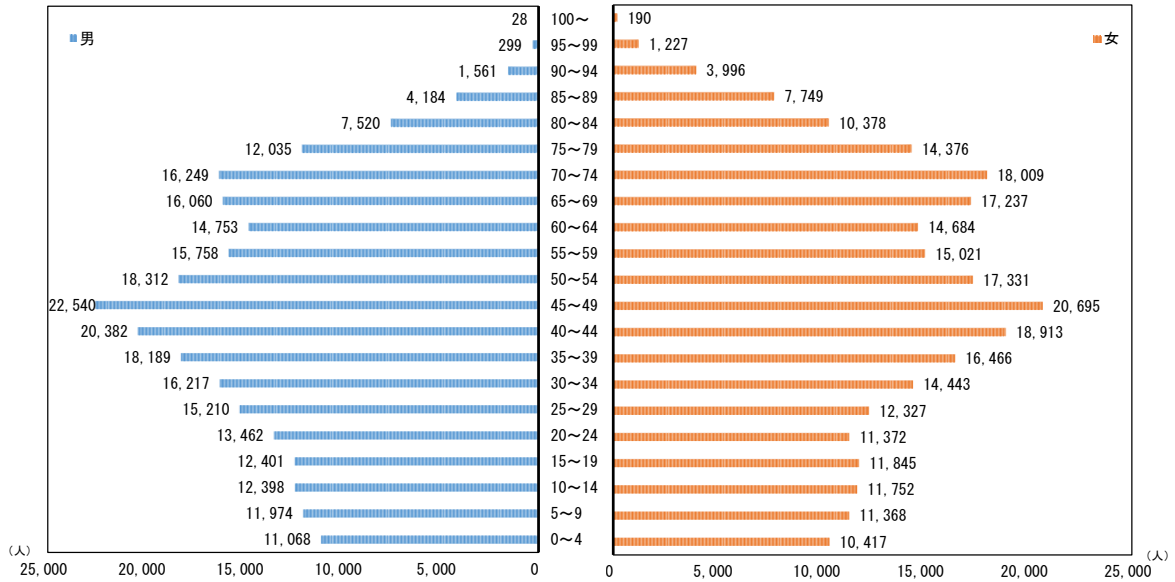


表 1 - 2 年齢別人口（令和 2 年 3 月末現在）

単位：人

年齢区分	総数	男	女	割合 (%)
0~14 歳	68,977	35,440	33,537	13.25
15~64 歳	320,321	167,224	153,097	61.55
65 歳~	131,098	57,936	73,162	25.20
不詳	0	0	0	0
総計	520,396	260,600	259,796	100.00

(2) 産業構造

平成28年経済センサス-活動調査による事業内容等が不詳のものを除いた本市の総事業所数は、21,906件あり、従業者数は241,408人となっています。

平成24年経済センサス-活動調査と比較すると、事業所数は全国、県、市ともに減少傾向にありますが、従業員数については全国、県、市ともに増加傾向が見られます。

なお、事業者数の84.8%及び従業者数の79.4%は、第三次産業が占めています。

表1-3 産業大分類別民営事業所数及び従業者数

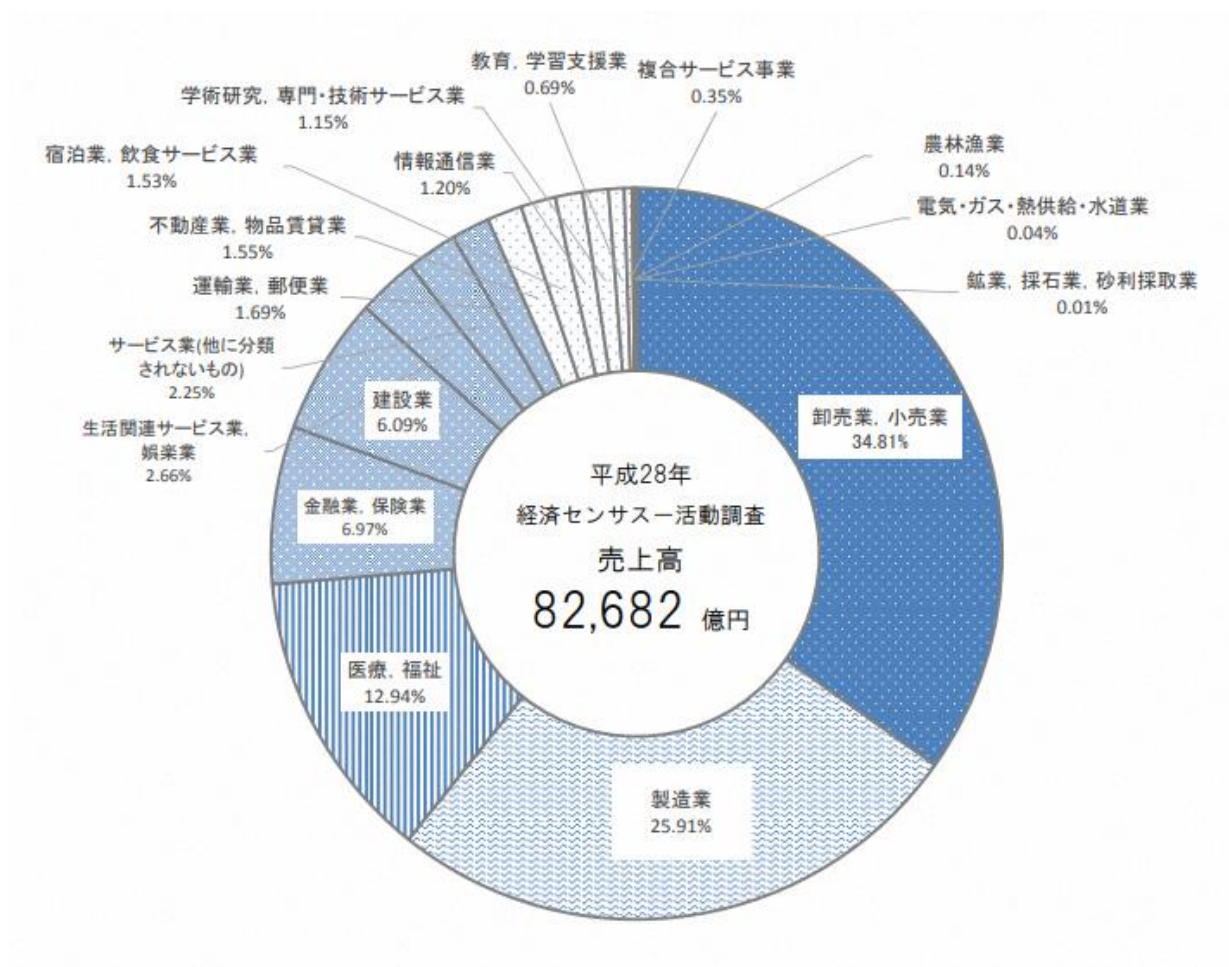
産業分類	事業所数		従業者数(人)	
	事業所数	割合	従業者数	割合
A 農業, 林業	79	0.4%	799	0.3%
B 漁業				
上記に分類されないもの				
一次産業合計	79	0.4%	799	0.3%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	9	0.0%	55	0.0%
D 建設業	2,128	9.7%	16,886	7.0%
E 製造業	1,121	5.1%	32,008	13.3%
二次産業合計	3,258	14.8%	48,949	20.3%
F 電気・ガス熱供給・水道業	24	0.1%	753	0.3%
G 情報通信業	228	1.0%	4,709	2.0%
H 運輸業, 郵便業	435	2.0%	11,174	4.6%
I 卸売業, 小売業	5,934	27.1%	54,163	22.4%
J 金融業, 保険業	474	2.2%	8,423	3.5%
K 不動産業, 物品賃貸業	1,441	6.6%	5,792	2.4%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,091	5.0%	8,278	3.4%
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,838	13.0%	22,120	9.2%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	2,117	9.7%	11,532	4.8%
O 教育, 学習支援業	806	3.7%	7,715	3.2%
P 医療, 福祉	1,672	7.6%	26,318	10.9%
Q 複合サービス事業	91	0.4%	2,317	1.0%
R サービス業(他に分類されないもの)	1,418	6.5%	28,366	11.8%
三次産業合計	18,569	84.8%	191,660	79.4%
合計	21,906	100.0%	241,408	100.0%

資料) 総務省「平成28年経済センサス-活動調査」(公務は含まない)

(3) 産業別にみる売上高の割合

平成28年経済センサス-活動調査による産業別にみる売上高の割合は、1位の卸売業・小売業（34.81%）、2位の製造業（25.91%）、3位の医療・福祉（12.94%）の上位3位で約7割を占めています。

図1-7 産業別の構成比グラフ（売上高の割合）



(出典) 平成28年経済センサス-活動調査結果 [確報]
宇都宮市の結果の概要 (平成28年6月1日現在)
(宇都宮市 総合政策部 政策審議室)

(4) 土地利用状況

市街化区域の面積は9,341ha,市街化調整区域は32,344haとなっており,市街化調整区域が全体の約78%を占めています。

用途地域としては,第一種住居地域が32.8%(3,068.5ha)と最も多く,次いで第一種低層住居専用地域が13.9%(1,294.2ha)となっています。

表1-4 都市計画区域と用途地域の指定状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	41,685.0	100.0
市街化区域	9,341.0	22.4
市街化調整区域	32,344.0	77.6

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	1,294.2	13.9
第二種低層住居専用地域	-	-
第一種中高層住居専用地域	858.1	9.2
第二種中高層住居専用地域	850.6	9.1
第一種住居地域	3,068.5	32.8
第二種住居地域	656.8	7.0
準住居地域	690.2	2.8
近隣商業地域	191.8	2.1
商業地域	283.3	3.0
準工業地域	690.2	7.4
工業地域	436.0	4.7
工業専用地域	749.6	8.0
合計	9,769.3	100.0

